

別表六(七)

7欄及び15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度

法人名

法人名

別表六(七)

平二十四・四・一以後終了事業年度分

御注意

資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

円		繰越税額控除の計算に関する明細				
中小企業者等の試験研究費の税額控除	試験研究費の額	1	前期繰越税額控除限度超過額の計算	前期繰越税額控除限度超過額の計算	当該事業年度	前事業年度又は前連結事業年度
	中小企業者等税額控除限度額 (1) × $\frac{12}{100}$	2			①	②
	当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」) <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>試験研究費の額</td> <td>17</td>	3			試験研究費の額	17
	当期税額基準額 (3) × $\frac{20 \text{又は} 30}{100}$	4				
	当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額)	5				
	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「28の②」)	6				
	当期分の特別控除額 (5) - (6)	7				
前期繰越	差引当期税額基準額残額 (4)又は $(3) \times \frac{30}{100} - (5)$	8				
	繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (20)の計)	9				
	平成21年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (23)の計)	10				
	平成22年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額 (26)の計)	11				
	計 (9) + (10) + (11)	12				
繰越分	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (17の①) ≤ (19の②)の場合は0)	13				
	法人税額超過構成額 (別表六(二十)「27の②」)	14				
	当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15				
	法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16				

7欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の4第6項」
②区分番号に、「00009」
③適用額欄に、当該別表六(七)7欄の金額(円単位)を記載してください

15欄

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の
①租税特別措置法の条項欄に、
「第42条の4第7項」
②区分番号に、「00010」
③適用額欄に、当該別表六(七)15欄の金額(円単位)を記載してください